



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(2)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県指定管理者等選定委員会規則(財政課) 2
- ※滋賀県PFI事業者等選定委員会規則(財政課) 3
- ※職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則(人事課) 4
- ※滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(人事課) 4
- ※滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則(財政課) 5
- ※滋賀県税規則の一部を改正する規則(税政課) 5
- ※滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則(市町振興課) 5
- ※滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則(DX推進課) 6
- ※滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則(健康福祉政策課) 7
- ※滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障害福祉課) 10
- ※滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(健康寿命推進課) 10
- ※滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課) 20
- ※滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康寿命推進課) 45
- ※滋賀県温泉法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課) 55
- ※滋賀県立高等技術専門校の管理に関する規則の一部を改正する規則(労働雇用政策課) 61
- ※滋賀県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(みらいの農業振興課) 61
- ※滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(流域政策局) 61
- ※滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課) 62
- ※滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課) 62
- ※滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則(びわこボートレース局) 62
- ※滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則(下水道課) 63

○ 訓 令

- ※滋賀県職員安全衛生管理規程の一部改正(総務事務・厚生課) 63
- ※滋賀県税事務取扱規程の一部改正(税政課) 67
- ※滋賀県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正(労働雇用政策課) 68

○ 告 示

- ※滋賀県指定金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗の一部改正(管理課) 68
- ※滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱の一部改正(市町振興課) 68
- ※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正(モノづくり振興課) 69
- ※滋賀県介護老人保健施設の開設等に関する指導要綱の一部改正(医療福祉推進課) 69
- ※滋賀県介護医療院の開設等に関する指導要綱の一部改正(医療福祉推進課) 69
- ※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正(中小企業支援課) 70
- ※滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正(監理課) 76

規 則

滋賀県指定管理者等選定委員会規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第17号

滋賀県指定管理者等選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第5条の規定に基づき、滋賀県指定管理者等選定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするため申請をしようとする者または都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の3第1項に規定する公募設置等計画を提出しようとする者(以下これらの者を「申請者等」という。)の役員等(法人(法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)である場合にあつては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあつては営業所等の代表者をいう。)および職員ならびに利害関係人は、委員となることができない。

(委員長)

第3条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。

6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、申請者等に対し援助、助言等を行ってはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 滋賀県総合企画部指定管理者選定委員会規則(平成31年滋賀県規則第35号)
 - (2) 滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会規則(平成25年滋賀県規則第50号)
 - (3) 滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会規則(平成25年滋賀県規則第54号)
 - (4) 滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会規則(平成25年滋賀県規則第56号)
 - (5) 滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会規則(平成25年滋賀県規則第62号)
 - (6) 滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会規則(平成25年滋賀県規則第67号)
 - (7) 滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会規則(平成25年滋賀県規則第73号)

滋賀県PFI事業者等選定委員会規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第18号

滋賀県PFI事業者等選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第5条の規定に基づき、滋賀県PFI事業者等選定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 特定事業(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)を実施しようとする民間事業者の役員等(法人(法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)である場合にあっては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあっては営業所等の代表者をいう。)および職員ならびに利害関係人は、委員となることができない。

(委員長)

第3条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。
- 6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、特定事業を実施しようとする民間事業者に対し援助、助言等を行ってはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 滋賀県文化スポーツ部PFI事業者等選定委員会規則(平成29年滋賀県規則第63号)
- (2) 滋賀県健康医療福祉部PFI事業者選定委員会規則(令和元年滋賀県規則第14号)
- (3) 滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会規則(令和3年滋賀県規則第14号)
- (4) 滋賀県土木交通部PFI事業者選定委員会規則(令和元年滋賀県規則第15号)

職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第19号

職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則

職員に対する児童手当の支給に関する事務の一部を委任する規則(平成29年滋賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。

本則中「(人事委員会事務局および監査委員事務局の職員にあっては、第1号および第2号に掲げるものに限る。)」を削る。

別表人事委員会事務局の職員の項および監査委員事務局の職員の項を削る。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第20号

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年滋賀県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2号中「、同法第66条」を「または同法第66条」に改め、「または売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

(だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則(平成7年滋賀県規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1建築物の部3の項中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第3条 滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例施行規則(平成3年滋賀県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「第36条」を「第12条第1項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則(昭和35年滋賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項第6号中「もしくは売春防止法(昭和31年法律第118号)第26条第1項の規定により保護観察に付されている者」を削り、「これらの者を「保護観察対象者等」を「保護観察対象者」に、「または更生保護法」を「または同法」に改め、「(売春防止法第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第2条第3項第3号中「婦人相談所長」を「女性相談支援センターの所長」に改め、同項第5号中「保護観察対象者等」を「保護観察対象者」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第21号

滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則

滋賀県公有財産事務規則(昭和40年滋賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「第37条、」を「第36条、第37条および」に改め、「および第43条」を削る。

第70条第1項中「正副2通とし、」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第22号

滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に、「収納事務の」を「収納に関する事務の」に改め、同条第2項中「地方自治法施行令」の右に「(昭和22年政令第16号)」を加える。

「住(居)所(所在地)

別記様式第2号の54中 (フリガナ) を
氏名(名称) ④
個人番号(法人番号) 」

「住(居)所(所在地)

(フリガナ)

氏名(名称) に改める。

電話番号

個人番号(法人番号) 」

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第2号の54による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第23号

滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県住民基本台帳法施行条例施行規則(平成17年滋賀県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「都道府県知事保存本人確認情報」の右に「および都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

付 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第24号

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則(平成16年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表滋賀県児童福祉法施行細則(昭和61年滋賀県規則第28号)の項の次に次のように加える。

建築基準法(昭和25年法律第201号)	第12条第1項および第3項
社会福祉法(昭和26年法律第45号)	第62条第1項および第2項、第63条第1項および第2項、第64条ならびに第69条
老人福祉法(昭和38年法律第133号)	第14条から第14条の3まで、第15条第2項から第4項まで、第15条の2、第16条第1項から第3項までならびに第29条第1項から第3項まで
滋賀県老人福祉法施行細則(昭和38年滋賀県規則第59号)	第17条

別表滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年滋賀県規則第4号)の項の次に次のように加える。

介護保険法(平成9年法律第123号)	第70条第1項、第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。)、第71条第1項ただし書(第115条の11において準用する場合を含む。)、第72条第1項ただし書(第115条の11において準用する場合を含む。)、第72条の2第1項ただし書、第75条、第86条第1項、第86条の2第1項、第89条、第91条、第94条第1項および第2項、第94条の2第1項、第95条、第98条第1項第4号、第99条、第107条第1項および第2項、第108条第1項、第109条、第112条第1項第4号、第113条、第115条の2第1項、第115条の2の2第1項ただし書、第115条の5ならびに第115条の32第2項から第4項まで
滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号)	別表第6第1項第2号エ(同表第2項第3号において読み替えて準用する場合を含む。)

別表特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の項の次に次のように加える。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)	第10条第1項
-------------------------------------	---------

別表就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の項中「第29条第1項」の右に「、第30条第1項」を加え、同表滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成18年滋賀県規則第88号)の項の次に次のように加える。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号)	第21条第1項
滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(平成28年滋賀県規則第54号)	第8条(付則第2項において準用する場合を含む。) および第9条(付則第2項において準用する場合を含む。)
別表滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)の項の次に次のように加える。	
滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)	第23条第1項および第3項、第23条の5第1項ならびに第23条の7第1項
別表滋賀県道路占用規則(昭和32年滋賀県規則第15号)の項の次に次のように加える。	
滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号)	第5条第1項

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第25号

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則(平成27年滋賀県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「2年」の右に「(当該期間に、疾病、負傷、育児その他健康福祉事務所長がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた者については、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間(その期間が4年を超えるときは、4年))」を加え、同項第6号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所等」に、「求職受付票」を「求職受付票等」に改める。

第9条を削る。

第9条の2第1項中「別記様式第14号の2」を「別記様式第11号」に改め、同条第3項中「別記様式第14号の3」を「別記様式第12号」に改め、同条第4項中「別記様式第14号の4」を「別記様式第13号」に改め、同条第5項中「別記様式第14号の5」を「別記様式第14号」に改め、同条を第9条とする。

第10条第1項第7号中「第9条の2第3項」を「第9条第3項」に改め、同項第8号中「第9条の2第6項」を「第9条第6項」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号(第4条関係)

(表)

生活困窮者住居確保給付金申請時確認書

(誓約事項)

- 1 生活困窮者住居確保給付金の受給期間(以下「受給期間」という。)において、次の求職活動等要件を満たすことまたは健康福祉事務所長が作成する計画に基づく就労支援を受けること。
 - (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ア 月4回以上健康福祉事務所が実施する面接等の支援を受けること。
 - イ 月2回以上公共職業安定所が実施する職業相談を受けること。
 - ウ 原則週1回以上求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受けること。
 - (2) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると健康福祉事務所長が認める者
 - ア 月4回以上自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - イ 原則月1回以上経営相談先へ面談等の支援を受けること。
 - ウ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上当該計画に基づく取組を行うこと。
- 2 申請者および申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 再支給の申請ではないこと(過去に住居確保給付金を受けたことがないこと)、または、再支給の申請であるが、次のいずれかに該当すること。ただし、(1)、(3)または(4)に掲げる場合においては、従前の支給終了後1年を経過していること。
 - (1) 従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき理由による解雇を除く。)された場合
 - (2) 従前の支給決定後に疾病または負傷により生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5号の要件に該当しなくなった後、2年以内に同条各号(第1号を除く。)の要件に該当するに至り、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められる場合
 - (3) 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合(当該個人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。)
 - (4) 個人の責に帰すべき理由または個人の都合によらず離職または廃業と同程度まで収入が減少した場合
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないことおよび受給期間中においても暴力団員にならないこと。

(同意事項)

- 1 次のいずれかに該当した場合には、生活困窮者住居確保給付金の支給が中止されること。
 - (1) 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合または就労支援に関する健康福祉事務所長の指示に従わない場合
 - (2) 生活困窮者住居確保給付金の受給者(以下「受給者」という。)が常用就職または受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合またはそのことを健康福祉事務所長に報告しない場合
 - (3) 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、当該支給決定に係る住宅から退居した場合(受給者の責に帰すべき事由以外の事由により転居する場合または健康福祉事務所長の指導に基づき当該健康福祉事務所の所管区域内で転居する場合、あらかじめ当該健康福祉事務所長の支給決定の変更を受けたときを除く。)
 - (4) 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた場合
 - (5) 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、受給者および受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員であると判明した場合
 - (6) 支給決定後、受給者が禁錮以上の刑に処された場合
 - (7) 受給者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けることとなった場合その他法令の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けることとなった場合
 - (8) 支給決定後、疾病または負傷のため住居確保給付金の支給を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - (9) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、給付金を支給することができない事情が生じた場合
- 2 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、健康福祉事務所の職員が申請者の賃貸住宅を訪問し、その入居の状況を確認することがあること。

(裏)

- 3 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第15条第1項の規定に基づき、報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、または健康福祉事務所の職員が質問することがあること。
- 4 生活困窮者住居確保給付金の支給に必要な限度において、暴力団員に該当するかどうかを確認するため、健康福祉事務所長が官公署に対し、必要な情報を求めること。
- 5 生活困窮者住居確保給付金の支給および総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、健康福祉事務所および社会福祉協議会の間で必要な情報を相互利用すること。

年 月 日
(宛先)
健康福祉事務所長

私は、誓約事項および同意事項について確認の上、それぞれ誓約し、および同意します。

申請者 住所
氏名

1 添付書類

- (1) 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票または戸籍謄本等のいずれかの写し
- (2) 離職関係書類 次のアまたはイのいずれかの書類の写し
ア 2年(当該期間に、疾病、負傷、育児その他健康福祉事務所長がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた者については、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間(その期間が4年を超えるときは、4年))以内に離職し、または事業を廃止したことを確認することができる書類の写し
イ 申請日の属する月において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認することができる書類の写し
- (3) 収入関係書類 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち収入があるものについて、その収入の額を確認することができる書類の写し
- (4) 金融資産関係書類 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の額を確認することができる金融機関の通帳等の写し

2 追加提出書類等

- (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者 公共職業安定所等から交付を受けた求職受付票等の写し
- (2) 住宅を喪失した者 不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(別記様式第2号)
- (3) 住宅を喪失するおそれがある者 当該住宅の賃貸人から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(別記様式第3号)

注1 生活困窮者住居確保給付金の支給を希望する者は、生活困窮者住居確保給付金申請書にこの書類を添付して提出してください。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第11号から別記様式第14号までを削る。

別記様式第14号の2中「第9条の2」を「第9条」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第14号の3中「第9条の2」を「第9条」に改め、同様式注2中「別記様式第14号の4」を「別記様式第13号」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第14号の4中「第9条の2」を「第9条」に改め、同様式を別記様式第13号とする。

別記様式第14号の5中「第9条の2」を「第9条」に改め、同様式を別記様式第14号とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第26号

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例施行規則（昭和63年滋賀県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「100人」を「90人」に、「40人」を「32人」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第27号

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県児童福祉法施行細則（昭和61年滋賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

(表)

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(新規・更新)

受診者	受給者番号												
	ふりがな 氏名											生年月日	
												年 月 日 (歳)	
	個人番号												
	住所 (居住地)	□申請者と同じ(申請者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒										連絡先 (電話)	
	加入医療保険	被保険者氏名											受診者との 続柄
		保険種別	健保協会 健保組合 国保 共済 国保組合 その他()										
保険者名称							被保険者証 記号・番号						
病名(主疾病)						病名(副疾病1)						病名(副疾病2)	
申請者 (保護者)	ふりがな 氏名											受診者との関係	
	個人番号												
	住所	□下記の申請者欄と同じ(下記の申請者欄と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒										連絡先 (電話)	
自己負担上限額 の特例	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着					<input type="checkbox"/>	重症患者認定					
	<input type="checkbox"/>	高額かつ長期											
申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無						有(氏名・受給者番号)・無							
小児慢性特定疾病医療費 の支給を開始することが 適当と考えられる年月日	年 月 日		【左欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 □医療意見書の受領に時間を要したため □症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため □大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため □その他()										
私は、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の申請に当たり、提出した医療意見書を滋賀県知事が厚生労働大臣に提供し、小児慢性特定疾病等の治療研究等、小児慢性特定疾病に係る研究および政策を立案するための基礎資料として厚生労働大臣が利用することに同意します。 【同意する場合のみ記入してください。】 年 月 日 申請者氏名													
私は、上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。 年 月 日										申請受付年月日			
住所 〒											申請者 氏名		
氏名												受給者との続柄()	
(宛先) 滋賀県知事													
保健所記入欄	世帯の市町村 民税課税状況等	課税	円 (市町村民税課税額(所得割))					自己負担上限額の特 例に関する書類確認	有・無				
		非課税	保護者(本人)収入額	80万円以下・80万円を超える		月額自己負担 上限階層区分							
	加入医療保険 変更の有無	有・無	送付先 の有無	有・無	特記事項								

注 記入に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

(裏)

○注意事項

- 1 標題の申請名のうち、新規・更新のいずれか該当する事項に○印を付けてください。
- 2 受給者番号は、更新の場合のみ記入してください。
- 3 病名欄は、申請する病名が複数ある場合は全て記入してください。
- 4 自己負担上限額の特例欄の記入は、下記を参照の上、該当するものの口にレ印を記入してください。
 - (1) 人工呼吸器等装着
 継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者であること。
 生命維持装置のうち、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、医学的に1日中施行することが必要であつて離脱の可能性がないことをいう。
 - (2) 高額な医療が長期的に継続する患者の特例（「高額かつ長期」）
 高額な医療が長期的に継続する患者とは、月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者であること。
 - (3) 重症患者認定
 平成26年厚生労働省告示第462号に定める小児慢性特定疾病による身体の状況または当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に該当する者であること。
 上記の特例については医師による証明等、病院等の証明等の書類を添付してください。
- 5 小児慢性特定疾病医療費は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日の分から支給することができます。ただし、同日が申請日から1か月以上前である場合にあつては、申請日の1か月前の日（やむを得ない理由により当該診断した日から1か月以内に申請することができなかつた場合にあつては、申請日の最長3か月前の日）の分から支給することとします。ついては、小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日欄には、申請日にかかわらず、医療意見書に記載された診断年月日等、該当する年月日を記入してください。更新の場合は、原則として記入不要です。
- 6 保健所記入欄には、記入しないでください。

○加入医療保険に関する事項

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

世帯員氏名		受診者との続柄	
個人番号			
世帯員氏名		受診者との続柄	
個人番号			
世帯員氏名		受診者との続柄	
個人番号			
世帯員氏名		受診者との続柄	
個人番号			
世帯員氏名		受診者との続柄	
個人番号			

○支給認定基準に関する事項

※ 該当する場合のみ、こちらへ記入をお願いします。

市町村民税非課税世帯で控除後年収が80万円以下の場合	(提出書類以外に) 児童福祉法施行規則第7条の5各号に掲げる給付の支給は受けていません。 氏名
所得を確認する書類を提出しない場合	小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、児童福祉法施行令第22条第1項第1号(児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第357号)附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による額になることを了承し、所得を確認する書類は提出しません。 氏名

注 不要の文字は、抹消してください。

○指定医療機関に関する事項

受診を希望する指定医療機関等

受診を希望する 指定医療機関等	医療機関等名	所在地

【申請者(保護者)の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】

送付先住所	〒		
氏名		本人との関係()	
		電話()	

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第5条関係)

(表)

小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届出書				
受診者	受給者番号			
	ふりがな氏名	生年月日		
	個人番号	年月日		
	住所	〒	連絡先(電話)	
保護者	ふりがな氏名	受診者との続柄	連絡先(電話)	
	個人番号			
	住所	□受診者と同じ(受診者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒		
変更事項	変更する内容	変更前	変更後	
	<input type="checkbox"/> 受診者に関する事項(氏名・住所・電話番号)	〒 TEL — —	□受診者欄と同じ(受診者欄と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒 TEL — —	
	<input type="checkbox"/> 保護者に関する事項(氏名・住所・電話番号)	〒 TEL — —	□受診者と同じ(受診者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒 TEL — —	
	<input type="checkbox"/>	保険者名		
		保険種別	健保協会・健保組合・国保・共済・国保組合・その他()	健保協会・健保組合・国保・共済・国保組合・その他()
		被保険者証の記号・番号		
		被保険者氏名(受診者との続柄)	()	()
変更年月日	年 月 日			
資格の喪失(受給者証の返還)	返還理由		発生日	
	治療・転出・死亡・その他()		年 月 日	
私は、小児慢性特定疾病医療受給者証および小児慢性特定疾病医療支給認定申請書に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者 氏名 (宛先) 滋賀県知事				
保健所記入欄	同時申請(有・無)/自己負担上限額の変更(有・無)/指定医療機関の変更(有・無)			

注 記入に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

(裏)

○注意事項

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 変更事項欄は、該当する変更事項の□にレ印を記入してください。</p> <p>2 自己負担上限額(所得区分および自己負担上限額の特例)の変更については、支給認定の変更を伴うため、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書を提出してください。</p> <p>3 保健所記入欄には、記入しないでください。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【申請者(保護者)の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】

送付先住所	〒
氏名	本人との関係 () 電話 ()

別記様式第10号および別記様式第10号の2を次のように改める。

様式第10号の2 (第6条の5関係)

(表)

小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書										
受診者	受給者番号					生年月日				
	ふりがな氏名					年 月 日 (歳)				
	個人番号									
	住所(居住地)					□申請者と同じ(申請者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒		連絡先(電話)		
	加入医療保険					被保険者氏名		受診者との続柄		
						保険種別		健保協会 健保組合 国保 共済 国保組合 その他()		
						保険者名称		被保険者証記号・番号		
病名										
申請者(保護者)	ふりがな氏名					受診者との関係				
	住所					□下記の申請者欄と同じ(下記の申請者欄と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒		連絡先(電話)		
変更事項	事項		変更前			変更後				
	<input type="checkbox"/>	病名								
	<input type="checkbox"/>	自己負担上限額の特例	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着		<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着			
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	重症患者認定		<input type="checkbox"/>	重症患者認定			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	高額かつ長期		<input type="checkbox"/>	高額かつ長期				
申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無					有(氏名・受給者番号)・無					
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日		年 月 日		【左欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他()						
私は、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の申請に当たり、提出した医療意見書を滋賀県知事が厚生労働大臣に提供し、小児慢性特定疾病等の治療研究等、小児慢性特定疾病に係る研究および政策を立案するための基礎資料として厚生労働大臣が利用することに同意します。 【同意する場合のみ記入してください。】 年 月 日 申請者氏名										
私は、上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。 年 月 日					申請受付年月日					
住所 〒										
申請者 氏名					受給者との続柄()					
(宛先) 滋賀県知事										
保健所記入欄	世帯の市町村 住民税課税状況等		課税		円 (市町村住民税課税額(所得割))		自己負担上限額の特例に関する書類確認		有・無	
			非課税		保護者(本人)収入額		月額自己負担 上限階層区分			
	加入医療保険 変更の有無		有・無		送付先の有無		有・無		特記事項	

注 記入に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

(裏)

○注意事項

- 1 病名欄は、申請する病名が複数ある場合は全て記入してください。
- 2 変更事項欄の該当するものの□にレ印を記入してください。
- 3 自己負担上限額の特例欄の記入は、下記を参照の上、該当するものの□にレ印を記入してください。
 - (1) 人工呼吸器等装着
 継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者であること。生命維持装置のうち、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、医学的に1日中施行することが必要であつて離脱の可能性がないことをいう。
 - (2) 高額な医療が長期的に継続する患者の特例（「高額かつ長期」）
 高額な医療が長期的に継続する患者とは、月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者であること。
 - (3) 重症患者認定
 平成26年厚生労働省告示第462号に定める小児慢性特定疾病による身体の状態または当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に該当する者であること。
 上記の特例については医師による証明等、病院等の証明等の書類を添付してください。
- 4 小児慢性特定疾病医療費は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日の分から支給することができます。ただし、同日が申請日から1か月以上前である場合にあつては、申請日の1か月前の日(やむを得ない理由により当該診断した日から1か月以内に申請することができなかつた場合にあつては、申請日の最長3か月前の日)の分から支給することとします。ついては、小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日欄には、申請日にかかわらず、医療意見書に記載された診断年月日等、該当する年月日を記入してください。更新の場合は、原則として記入不要です。
- 5 保健所記入欄には、記入しないでください。

○加入医療保険に関する事項

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	

○支給認定基準に関する事項

※ 該当する場合のみ、こちらへ記入をお願いします。

市町村民税非課税世帯で年収80万円以下の場合	(提出書類以外に) 児童福祉法施行規則第7条の5各号に掲げる給付の支給は受けていません。 氏名
所得を確認する書類を提出しない場合	小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、児童福祉法施行令第22条第1項第1号(児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第357号)附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による額になることを了承し、所得を確認する書類は提出しません。 氏名

注 不要の文字は、抹消してください。

【申請者(保護者)の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】

送付先住所	〒
氏名	本人との関係 () 電話 ()

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第27号

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則(昭和37年滋賀県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、法第29条の2第1項または法第38条の6第1項」を「または法第29条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「に、別記様式第4号の2による入院命令書を」を「およびその」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の入院命令書を交付し、または入院命令書の交付に先立って入院させる」を「法第29条第1項または法第29条の2第1項の規定により障害者を入院させようとする」に改める。

第8条第3項中「第33条第7項」を「第33条第9項」に、「第3項」を「第2項」に、「同条第4項後段」を「同条第3項後段」に改め、「別記様式第10号」の右に「、同条第1項または第2項に規定する場合において同条第6項の規定による措置を採ったときにあつては別記様式第10号の2」を加え、同条第5項中「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に改める。

第9条第1項中「(同条第2項において準用する場合を含む。)」および「および別記様式第15号」を削り、同条第2項中「別記様式第15号の2」を「別記様式第15号」に改め、同条第3項中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

第14条第1号中「死亡した」を「事故により死亡した」に改める。

別記様式第3号(表)中「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改める。

別記様式第4号および別記様式第4号の2を次のように改める。

様式第4号(第5条関係)

措置入院決定のお知らせ

年 月 日

様

(処分庁) _____

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他()】にあり、ご自身を傷つけたり、または他人に害を及ぼしたりするおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置(措置入院・緊急措置入院)が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなたまたはあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人の電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 入院した日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供、助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
- 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合またはその必要がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
- もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
- あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

電話

FAX

メール

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

- あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなたまたはあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、滋賀県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせください。
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 電話
- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に【滋賀県知事・厚生労働大臣(不要の文字は、抹消すること)】に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、滋賀県を被告として(訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第4号の2 削除

別記様式第8号(表)中 「訪問指導等に関する意見」 を 「訪問支援等に関する意見」 に改める。

別記様式第9号および別記様式第10号を次のように改める。

様式第9号(第8条関係)

(表)
医療保護入院者の入院届

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

病院名
所在地
管理者名

下記の者を医療保護入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所	都道府県	市区	町村区
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	
今回の医療保護入院の入院期間	年 月 日まで	入院形態		
第34条による移送の有無	あり なし			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症	
生活歴および現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間	年 月 日～	年 月 日		
前回入院期間	(入院形態)			
前回から前回までの入院回数	年 月 日～	年 月 日		
	(入院形態)			
	計 回			
〈現在の精神症状〉	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()			

	<p>V 思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p>
〈その他の重要な症状〉	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
〈問題行動等〉	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
〈現在の状態像〉	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()

医療保護入院の必要性
〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕

入院を必要と認めた精神保健指定医氏名 署名

選任された退院後生活環境相談員の氏名

同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生	
		(男・女)	続柄		年 月 日生	
	住所	都道 郡市 町村 府県 区 区				
		都道 郡市 町村 府県 区 区				
<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人または保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長</p>						

審査会意見

都道府県の措置

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

(裏)

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条の規定による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」または「第33条の6第2項入院」と記載すること。）。この場合において、複数の入院形態を経ているときにはあつては、順に記載すること。
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。
- 4 生活歴および現病歴の欄は、他診療所および他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 5 生活歴および現病歴の欄は、平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を含めて記載すること。
- 6 初回および前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第10号(第8条関係)

(表)

特定医師による医療保護入院者の入院届
(入院に関する記録)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

病院名
所在地
管理者名

下記の者について、特定医師の診察の結果、医療保護入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所	都道府県	市区	町村
家族等の同意により入院した年月日	年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院 年 月 日	年 月 日	入院形態
	病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症
生活歴および現病歴	(推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。 (陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間	年 月 日～		年 月 日	
前回入院期間	年 月 日～		年 月 日	
初回から前回までの入院回数	計 回			
〈現在の精神症状〉	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()			

<p>〈その他の重要な症状〉</p> <p>〈問題行動等〉</p> <p>〈現在の状態像〉</p>	<p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越</p> <p>6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止</p> <p>6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()</p> <p>4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態</p> <p>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態</p> <p>8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>				
<p>医療保護入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p>					
<p>入院を必要と認めた 特定医師氏名</p>	署名				
<p>確認した 精神保健指定医氏名</p>	署名	診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)		
<p>精神保健指定医が入院 妥当でないと判断した 場合の理由</p>					
<p>同意をした家族等</p>	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住所	都道 郡市 町村 府県 区 区			
		都道 郡市 町村 府県 区 区			
	<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等</p> <p>4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人または保佐人</p> <p>7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日)</p> <p>8 市町村長</p>				
<p>事後審査委員会意見</p>					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

(裏)
記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴および現病歴の欄は、他診療所および他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴および現病歴の欄は、平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を含めて記載すること。
- 5 初回および前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 事後審査委員会意見の欄は、届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2 (第8条関係)

(表)

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

病院名
所在地
管理者名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ		生年月日	年	月	日生		
	氏名	(男・女)		(満)	歳)			
	住所	都道府県	郡市区	町市区				
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	年	月	日	今回の入院年月日	年	月	日	
				入院形態				
入院届または前回の入院期間更新届での入院期間	～	年	月	日	本更新後の入院期間	年	月	日まで
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症					
入院または前回更新日からの治療の内容およびその結果(更新前の入院期間に係る病状または状態像の経過の概要)								
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向							
〈現在の精神症状〉	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()							
〈その他の重要な症状〉	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()							
〈問題行動等〉	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()							

〈現在の状態像〉	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷 ^{こん} 状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁 ^{そう} 状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()			
医療保護入院の必要性 <small>〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</small>				
今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)				
本更新に係る診察の年月日	年 月 日			
更新が必要と診断した精神保健指定医氏名	署名			
退院に向けた取組の状況 <small>〔選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について記載すること。〕</small>	医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (年 月 日)			
今回の更新の直前の入院または更新に同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	年 月 日生
		(男・女)	続柄	年 月 日生
	住所	都道 府県 区市 町村 区		生年月日
		都道 府県 区市 町村 区		
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人または保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長			
今回の更新に同意をした家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要)	氏名	(男・女)	続柄	年 月 日生
		(男・女)	続柄	年 月 日生
	住所	都道 府県 区市 町村 区		生年月日
		都道 府県 区市 町村 区		
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人または保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長			
法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした 家族等へ通知を發した日 年 月 日 家族等に示した回答期限 年 月 日 (回答期限は、通知を發した日から2週間を経過した日であることに留意) 通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件) 年 月 日 (□面会 □電話 □その他 ()) 年 月 日 (□面会 □電話 □その他 ())			
審査会意見				
都道府県の措置				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

(裏)
記載上の留意事項

- 1 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」または「第33条の6第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、次に掲げる事項について記載すること。
 - (1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - (2) 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - (3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」の□にレ印を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、次の各号のいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。
 - (1) 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 意思を表示できないとき。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日および手段について記載すること（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父または母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日および手段について記載すること。）。
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記様式第11号中

退院後の処置	1 入院継続(任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転院 4 その他()	を
--------	--------------------------------------------------------	---

退院後の処置	1 入院継続(任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他()	に、
--------	------------------------------------------------------------------	----

訪問指導等に関する意見

を

訪問支援等に関する意見

に改め、同様式(裏)2中「第3項」を「第2項」に改める。

障害サービス等の活用に関する意見

」

障害福祉サービス等の活用に関する意見

」

別記様式第12号から別記様式第15号までを次のように改める。

様式第12号(第8条関係)

(表)
応急入院届

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

病院名
所在地
管理者名

下記の者を応急入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区
依頼をした者の 入院者との関係				
入院年月日	年 月 日(午前・午後 時 分)			
第34条による移送の 有 無	あり なし			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症	
応急入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)				
病 状 また は 状 態 像 の 概 要				
応急入院を採った理由 (家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。)				
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

様式第13号(第8条関係)

(表)
 特定医師による応急入院届
 (入院に関する記録)

年 月 日

(宛先)
 滋賀県知事

病院名
 所在地
 管理者名

下記の者について、特定医師の診察の結果、応急入院させましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏 名	(男・女)		
	住 所	都道 郡市 町村 府県 区 区		
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係				
入 院 年 月 日	年 月 日 (午前・午後 時)			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症	
生活歴および現病歴 (推定発病年月、精神 科受診歴等を記載す ること。)	(陳述者氏名 続柄)			
応急入院の必要性 (患者自身の病気に対 する理解の程度を含 め、任意入院が行わ れる状態にないと判 断した理由について記 載すること。)				
初 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			
前 回 入 院 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			
初回から前回までの 入 院 回 数	計 回			

<p><現在の精神症状></p>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p>		
<p><その他の重要な症状></p>	<p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p>		
<p><問題行動等></p>	<p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p>		
<p><現在の状態像></p>	<p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>		
<p>応急入院を採った理由 (家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。)</p>			
<p>入院を必要と認めた 特定医師氏名</p>	署名		
<p>確認した 精神保健指定医氏名</p>	署名	診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)
<p>精神保健指定医が入院 妥当でないと判断した 場合は、その理由</p>			
<p>事後審査委員会意見</p>			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

(裏)

記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 生活歴および現病歴の欄は、他診療所および他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 3 生活歴および現病歴の欄は、平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を含めて記載すること。
- 4 初回および前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 事後審査委員会意見の欄は、届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第14号(第9条関係)

(表)

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

病院名
所在地
管理者名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

措置入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
措置年月日	年 月 日			今回の入院 年 月 日	年 月 日
				入院形態	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()		2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()		3 身体合併症
	過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の仮退院の実績				
	計	回	延日数	日	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)の治療の内容およびその結果 〔問題行動を中心として記載すること。〕					
今後の治療方針(再発防止への対応含む。)					
処遇、看護および指導の現状	隔離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要			
	注意必要度	i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要			
	日常生活の介助 指導必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ()			
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求めまたは必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()				

(裏)
記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」または「第33条の6第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、AおよびBを○で囲むこと。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的および非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 6 診察した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第15号(第9条関係)

(表)

任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

病院名
所在地
管理者名

下記の任意入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定により報告します。

任意入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都道府県	郡市区	町村区	
任意入院年月日 (第20条による入院)	年 月 日			今回の入院 年 月 日	年 月 日
				入院形態	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()		2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()		3 身体合併症
	過去12か月間の治療の内容およびその結果 (過去12か月間の病状または状態像の経過の概要、ならびに過去12か月間に行動制限が行われた際はその必要性について)				
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
任意入院継続の必要性 (通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること。)					
今後の治療方針					

<p><現在の精神症状></p>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p>
<p><その他の重要な症状></p>	<p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p>
<p><問題行動等></p>	<p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p>
<p><現在の状態像></p>	<p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>

本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した主治医氏名	署名

審査会意見	
都道府県の措置	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

(裏)
記載上の留意事項

- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」または「第33条の6第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 4 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

別記様式第15号の2を削る。

別記様式第24号中「精神障害者事故(死亡)報告書」を「精神障害者事故報告書」に、

精神障害者氏名	(男・女) 年 月 日生
---------	-----------------

を

患者氏名	(男・女) 年 月 日生 (満 歳)
患者住所	

に、

事故(死亡) の詳細			
無断退去者の 帰院年月日時		入院費用別	

を

事故の詳細			
無断退去者の 帰院年月日時		備考	

に

改め、同様式中注1を削り、注2を注とする。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第29号

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成26年滋賀県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

(表)

特定医療費(指定難病)支給認定申請書(新規・更新)											
患者 (受診者)	受給者番号										
	ふりがな 氏名	生年月日									
		年 月 日 (才)									
	住所 (居住地)	□申請者と同じ (申請者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒						連絡先 (電話)			
	個人番号										
	加入医療保険	被保険者氏名							患者との 続柄		
		保険種別	健保協会 健保組合 国保 退職国保 後期 共済 船員 国保組合								
保険者名称						被保険者証 記号・番号					
病名							疾病番号				
患者が 18歳未 満の場 合	ふりがな 保護者氏名							患者との 続柄			
	保護者住所 (居住地)	□申請者と同じ (申請者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒						連絡先 (電話)			
	個人番号										
自己負担上限額の特例	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着				<input type="checkbox"/>	高額難病治療継続者				
	<input type="checkbox"/>	軽症者特例									
他の指定難病での受給者証の支給の有無					有(受給者番号)・無						
申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無					有(氏名・受給者番号)・無						
特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日	年 月 日	【左欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 □臨床調査個人票の受領に時間を要したため □症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため □大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため □その他()									
指定難病の研究を推進するため、提出した臨床調査個人票を滋賀県知事が厚生労働大臣に提供し、指定難病等の治療研究等、指定難病に係る研究および政策を立案するための基礎資料として厚生労働大臣が利用することに同意します。 【同意する場合のみ記入してください。】 年 月 日 申請者 氏名											
私は、上記のとおり特定医療費の支給を申請します。 年 月 日 住所 〒 申請者 氏名 受給者との続柄() (宛先) 滋賀県知事							申請受付年月日				
保健所記入欄	世帯の市町村民税課税状況等	課税	円 (市町村民税課税額(所得割))				自己負担上限額の特例に関する書類確認	有・無			
		非課税	本人(保護者)収入額	80万円以下・80万円を超える		月額自己負担上限額					
	加入医療保険変更の有無	有・無	送付先の有無	有・無	特記事項						

注 記入に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

(裏)

○注意事項

- 1 標題の申請名のうち、新規・更新のいずれか該当する事項に○をしてください。
- 2 受給者番号は、更新の場合のみ記入してください。
- 3 自己負担上限額の特例欄の記入は、以下を参照の上、該当するものの□にレ印を記入してください。
 - (1) 人工呼吸器等装着
 継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者であること。生命維持装置のうち、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、医学的に1日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。
 - (2) 高額な医療が長期的に継続する患者の特例（「高額難病治療継続者」）
 高額な医療が長期的に継続する患者とは、月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者であること。
 - (3) 高額な医療を継続することが必要な軽症者の特例（「軽症者特例」）
 指定難病の症状の程度が、特定医療費の支給の対象とならない軽症者であっても、当該指定難病に係る医療費の総額が月額33,330円を超える月が年間3回以上ある者で、当該医療を継続する必要があるものについては、特定医療費の支給の対象となる場合があります。
 上記の特例については医師による証明等、病院等の証明等の書類を添付してください。
- 4 特定医療費は、指定医が重症度分類を満たしていると診断した日または軽症者特例の基準を満たした日の翌日の分から支給することができます。ただし、これらの日が申請日から1か月以上前である場合にあっては、申請日の1か月前の日（やむを得ない理由によりこれらの日から1か月以内に申請することができなかった場合にあっては、申請日の最長3か月前の日）の分から支給することとします。ついては、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日欄には、申請日にかかわらず、臨床調査個人票に記載された診断年月日等、該当する年月日を記入してください。更新の場合は、原則として記入不要です。
- 5 保健所記入欄には、記入しないでください。

○加入医療保険に関する事項

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号		受診者との続柄	

○指定医療機関に関する事項

受診を希望する指定医療機関等

受診を希望する 指定医療機関等	医療機関等名	所在地

【受診者の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】

送付先住所	〒		
氏名	本人との関係（ ）		
	電話（ ）		

別記様式第4号(表)中

保 険 者			
被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号		適 用 区 分	
病 名			

を

病 名			
保 険 者			
被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号		適 用 区 分	

に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第5条関係)

(表)

特定医療費(指定難病)受給者証等記載事項変更届出書				
患者 (受診者)	特定医療(指定難病) 受給者番号			
	ふりがな 氏名	生年月日		
		年 月 日		
	住所 (居住地)	〒	連絡先 (電話)	
個人番号				
保護者	ふりがな 氏名	患者との 続柄		
	住所 (居住地)	<input type="checkbox"/> 患者と同じ (患者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒	連絡先 (電話)	
変更事項	変更する内容	変更前	変更後	
	<input type="checkbox"/> 患者に関する 事項(氏名・住所・ 連絡先)	〒 TEL	<input type="checkbox"/> 患者と同じ (患者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒 TEL	
	<input type="checkbox"/> 保護者に関する 事項(氏名・住 所・連絡先)	〒 TEL	<input type="checkbox"/> 患者と同じ (患者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒 TEL	
	<input type="checkbox"/>	保険者名		
		保険種別	健保協会・健保組合・国保・ 退職国保・後期・共済・国保組合	健保協会・健保組合・国保・ 退職国保・後期・共済・国保組合
		被保険者証の 記号・番号		
		被保険者氏名 (患者との続柄)	()	()
変更年月日	年 月 日			
資格の喪失 (受給者証の返還)	返還理由		発生日	
	治癒・転出・死亡・その他()		年 月 日	
私は、特定医療(指定難病)受給者証および特定医療(指定難病)支給認定申請書に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者 氏名 (宛先) 滋賀県知事				
保健所記入欄	同時申請(有・無)/自己負担上限額の変更(有・無)/指定医療機関の変更(有・無)			

注 記入に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

(裏)

○注意事項

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 保護者欄は、患者が18歳未満の場合に記入してください。 2 変更事項欄は、該当する変更事項の□にレ印を記入してください。 3 自己負担上限額(所得区分および自己負担上限額の特例)および指定医療機関の変更については、支給認定の変更を伴うため、特定医療(指定難病)支給認定申請書(変更)を提出してください。 4 保健所記入欄には、記入しないでください。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【受診者の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】

送付先住所	〒
氏名	本人との関係() 電話()

別記様式第9号および別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第10条関係)

(表)

特定医療費(指定難病)支給認定変更申請書											
患者 (受診者)	受給者番号										
	ふりがな 氏名				生年月日						
					年 月 日			(才)			
	住所 (居住地)	□申請者と同じ(申請者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒					連絡先 (電話)				
	個人番号										
	加入医療保険	被保険者氏名						患者との続柄			
		保険種別	健保協会 健保組合 国保 退職国保 後期 共済 船員 国保組合								
保険者名称					被保険者証 記号・番号						
病名						疾病番号					
患者が 18歳未 満の場 合	ふりがな 保護者氏名				患者との 続柄						
	保護者住所	□申請者と同じ(申請者と同じ場合は□にレ印を記入してください。) 〒					連絡先 (電話)				
	個人番号										
変更 事項	事項	変更前				変更後					
	<input type="checkbox"/> 病名										
	<input type="checkbox"/> 自己負担上 限額の特例	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着			<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着				
		<input type="checkbox"/>	高額難病治療継続者			<input type="checkbox"/>	高額難病治療継続者				
<input type="checkbox"/>		軽症者特例			<input type="checkbox"/>	軽症者特例					
他の指定難病での受給者証の支給の有無					有(受給者番号)・無						
申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無					有(氏名・受給者番号)・無						
特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日		年 月 日		【左欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 □臨床調査個人票の受領に時間を要したため □症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため □大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため □その他()							
指定難病の研究を推進するため、提出した臨床調査個人票を滋賀県知事が厚生労働大臣に提供し、指定難病等の治療研究等、指定難病に係る研究および政策を立案するための基礎資料として厚生労働大臣が利用することに同意します。 【同意する場合のみ記入してください。】											
					年 月 日 申請者 氏名						
私は、上記のとおり特定医療費の支給を申請します。 年 月 日						申請受付年月日					
住所 〒											
申請者											
氏名 受給者との続柄 ()											
(宛先) 滋賀県知事											
保健所 記入欄	世帯の市町村民 税課税状況等	課税	円 (市町村民税課税額(所得割))			自己負担上限額の特 例に関する書類確認	有・無				
		非課税	本人(保護者)収入額	80万円以下・80万円を超える		月額自己負担 上限額					
	加入医療保険 変更の有無	有・無	送付先 の有無	有・無	特記事項						

注 記入に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

(裏)

○注意事項

- 1 変更事項欄の該当するものの□にレ印を記入してください。
- 2 自己負担上限額の特例欄の記入は、以下を参照の上、該当するものの□にレ印を記入してください。
 - (1) 人工呼吸器等装着
 継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要があり、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者であること。生命維持装置のうち、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、医学的に1日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。
 - (2) 高額な医療が長期的に継続する患者の特例（「高額難病治療継続者」）
 高額な医療が長期的に継続する患者とは、月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者であること。
 - (3) 高額な医療を継続することが必要な軽症者の特例（「軽症者特例」）
 指定難病の症状の程度が、特定医療費の支給の対象とならない軽症者であっても、当該指定難病に係る医療費の総額が月額33,330円を超える月が年間3回以上ある者で、当該医療を継続する必要があるものについては、特定医療費の支給の対象となる場合があります。
 上記の特例については医師による証明等、病院等の証明等の書類を添付してください。
- 3 特定医療費は、指定医が重症度分類を満たしていると診断した日または軽症者特例の基準を満たした日の翌日の分から支給することができます。ただし、これらの日が申請日から1か月以上前である場合にあつては、申請日の1か月前の日(やむを得ない理由によりこれらの日から1か月以内に申請することができなかった場合にあつては、申請日の最長3か月前の日)の分から支給することとします。ついで、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日欄には、申請日にかかわらず、臨床調査個人票に記載された診断年月日等、該当する年月日を記入してください。更新の場合は、原則として記入不要です。
- 4 保健所記入欄には、記入しないでください。

○加入医療保険に関する事項

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

変更事項	□	世帯員氏名		個人番号		患者との続柄	
		世帯員氏名		個人番号		患者との続柄	
		世帯員氏名		個人番号		患者との続柄	
		世帯員氏名		個人番号		患者との続柄	
		世帯員氏名		個人番号		患者との続柄	

【受診者の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】

送付先住所	〒
氏名	本人との関係（ ） 電話（ ）

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第30号

滋賀県温泉法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県温泉法施行細則(昭和31年滋賀県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第5条中「別記様式第2号」を「別記様式第4号の2」に改める。

第16条中「別記様式第11号」を「別記様式第12号の2」に改める。

第26条中「別記様式第19号」を「別記様式第20号の2」に改める。

別記様式第2号中「、第5条」を削り、「(あて先) 滋賀県知事」を「(宛先) 滋賀県知事」に改める。

別記様式第4号中「(承継者)」を「(被承継者)」に、

被承継者	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者氏名	
許可を受けた土地の所在、地番および地目		

を

許可を受けた土地の所在、地番および地目		
承継者	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者氏名	

に

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2 (第5条関係)

誓 約 書

当法人が(合併・分割)し、地位を承継する法人および役員は、温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

名 称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

(宛先)
滋賀県知事

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号中「、第16条」を削り、「(あて先) 滋賀県知事」を「(宛先) 滋賀県知事」に改める。

別記様式第12号中「(承継者)」を「(被承継者)」に、

被承継者	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者氏名	
温泉の採取の場所		

を

温泉の採取の場所		
承継者	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者氏名	

に

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2 (第16条関係)

誓 約 書

当法人が(合併・分割)し、地位を承継する法人および役員は、温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

名 称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

(宛先)
滋賀県知事

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第19号中「、第26条」を削り、「(あて先) を (宛先) に改める。
 滋賀県知事」を 滋賀県知事」
 別記様式第20号中「(承継者)」を「(被承継者)」に、

被承継者	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者氏名	
浴用または飲用に供する施設	場所	
	名称	
浴用または飲用の別		

を

浴用または飲用に供する施設	場所	
	名称	
浴用または飲用の別		
承継者	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者氏名	

に

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第20号の2 (第26条関係)

誓 約 書

当法人が(合併・分割)し、地位を承継する法人および役員は、温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

名 称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

(宛先)
滋賀県知事

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県温泉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県立高等技術専門校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第31号

滋賀県立高等技術専門校の管理に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県立高等技術専門校の管理に関する規則(昭和49年滋賀県規則第15号)の一部を次のように改正する。
別記様式第1号注2および別記様式第2号注2中「20歳」を「18歳」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号および別記様式第2号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第32号

滋賀県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則(昭和25年滋賀県規則第67号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「副本に別記様式第3号による届出済の証印を押して」を「副本を」に改める。
別記様式第3号および別記様式第4号を次のように改める。

様式第3号および様式第4号 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第33号

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則(昭和39年滋賀県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「(別記様式第1号)」を削り、同項第2号中「(別記様式第2号)」を削り、同項第3号中「(別記様式第3号)」を削り、同条第2項中「長浜港」を「大津港の駐車場ならびに長浜港」に改める。

第3条中「別記様式第4号の」を削る。

第4条中「別記様式第5号による届出書」を「住所等変更届」に改める。

第5条第2項中「別記様式第6号の」を削る。

第6条第1項中「(別記様式第7号)」を削り、同条第2項中「(別記様式第8号)」を削る。

第7条第1項中「別記様式第9号による届出書」を「出帰港届」に改める。

第8条中「別記様式第10号による届出書」を「権利義務承継届出書」に改める。

第9条中「別記様式第11号による」を削る。

第10条中「別記様式第12号による」を削る。

第11条第1項中「別記様式第13号による」を削り、同条第3項中「別記様式第13号による」および「別記様式第14号による」を削る。

第12条中「別記様式第15号による」を削る。

第13条中「別記様式第16号による」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(公共港湾施設使用許可申請書等の様式)

第14条 この規則に規定する公共港湾施設使用許可申請書その他の書類の様式は、知事が別に定める。ただし、指定管理者に大津港の公共港湾施設の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、第2条および第3条から第8条までに規定する書類の様式は、指定管理者が別に定める。

別記様式第1号から別記様式第16号までを削る。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第34号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則(昭和35年滋賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第19条の2の表中「第14条第1項および第3項」を「第14条」に、「ならびに第16条第2項」を「ならびに第16条第1項および第2項」に、「第4項まで」を「第3項まで」に、

第16条第1項	県営住宅の入居者	社会福祉法人等	を
第27条の2第1項	の入居者	を使用する社会福祉法人等	
第16条第1項、第27条の2第1項および第28条第4項	の入居者	を使用する社会福祉法人等	に
第16条第1項	入居時	使用を開始した時	

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第35号

滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県公害防止条例施行規則(昭和48年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第11六価クロム化合物の項中「0.05ミリグラム」を「0.02ミリグラム」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第36号

滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県モーターボート競走事業会計規則(平成29年滋賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第33条の2」の右に「において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」を加える。

第27条第3項中「第3項」を「第2項」に改める。

第100条第1項中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改め、同条第2項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第101条第1項および第102条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第37号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則(平成31年滋賀県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「第3項」を「第2項」に改める。

第102条第1項中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改め、同条第2項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第103条第1項および第104条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

訓

令

滋賀県訓令第6号

滋賀県職員安全衛生管理規程(昭和59年滋賀県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

第13条の次に次の4条を加える。

(化学物質管理者)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する本庁の課および地方機関の長は、所属職員のうちから化学物質管理者を選任しなければならない。

(1) リスクアセスメント対象物(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。次号および次条第1項第4号において同じ。)を製造し、または取り扱う本庁の課および地方機関

(2) リスクアセスメント対象物の譲渡または提供を行う本庁の課および地方機関(前号に掲げる本庁の課および地方機関を除く。)

2 所属長は、化学物質管理者を選任したときは、遅滞なく選任報告書(別記様式第3号)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(化学物質管理者の職務)

第13条の3 前条第1項第1号の規定により選任された化学物質管理者は、次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。ただし、表示等(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定する表示等をいう。以下この条において同じ。)および教育管理(第7号に掲げる事項(表示等に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を他の本庁の課および地方機関において行っている場合においては、当該表示等および教育管理に係る技術的事項については、当該他の本庁の課および地方機関において選任した化学物質管理者が管理する。

(1) 労働安全衛生法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書および同法第57条の2第1項の規定による通知に関する事。

(2) リスクアセスメント(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントをいう。以下この項および次条第1項において同じ。)の実施に関する事。

(3) リスクアセスメントの結果等に基づき講ずる措置の内容およびその実施に関する事。

(4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関する事。

(5) リスクアセスメントの結果の記録の作成および保存ならびにその周知に関する事。

(6) リスクマネジメントの結果等に基づき講じた措置の状況等の記録の作成および保存ならびにその周知に関する事。

(7) 第1号から第4号までに掲げる事項の管理を実施するに当たつての職員に対する必要な教育に関する事。

2 前条第1項第2号の規定により選任された化学物質管理者は、表示等および教育管理に係る技術的事項を管理する。ただし、表示等および教育管理を他の本庁の課および地方機関において行っている場合においては、当該表示等および教育管理に係る技術的事項については、当該他の本庁の課および地方機関において選任した化学物質管理者が管理する。

(保護具着用管理責任者)

第13条の4 化学物質管理者を選任した本庁の課および地方機関であつて、リスクアセスメントの結果に基づく措置として職員に保護具を使用させるものの長は、所属職員のうちから保護具着用管理責任者を選任しなければならない。

2 所属長は、保護具着用管理責任者を選任したときは、遅滞なく選任報告書(別記様式第4号)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(保護具着用管理責任者の職務)

第13条の5 保護具着用管理責任者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 保護具の適正な選択に関すること。
- (2) 職員の保護具の適正な使用に関すること。
- (3) 保護具の保守管理に関すること。

第16条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第5号」に改める。

第41条第1項中「別記様式第4号」を「別記様式第6号」に改め、同条第3項中「別記様式第5号」を「別記様式第7号」に改める。

第42条中「別記様式第6号」を「別記様式第8号」に改める。

別記様式第6号を別記様式第8号とし、別記様式第3号から別記様式第5号までを別記様式第5号から別記様式第7号までとし、別記様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号(第13条の2関係)

化学物質管理者選任報告書

所 属 名	
職 名	
氏 名	
選 任 年 月 日	年 月 日

滋賀県職員安全衛生管理規程第13条の2の規定に基づき上記のとおり報告します。

年 月 日

所属長

総括安全衛生管理者 様

様式第4号(第13条の4関係)

保護具着用管理責任者選任報告書

所 属 名	
職 名	
氏 名	
選 任 年 月 日	年 月 日

滋賀県職員安全衛生管理規程第13条の4の規定に基づき上記のとおり報告します。

年 月 日

所属長

総括安全衛生管理者 様

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第7号

滋賀県税事務取扱規程(昭和35年滋賀県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第29条第2項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改める。

別記様式第63号の2(裏)中「氏名

㊦」を「氏名

」に、

注 意 事 項	
1. この通知書を亡失されたときは、直ちにその旨を支払場所に通知し、支払の停止を請求するとともに、支払未済の証明を得て、表記の所管機関の出納員まで申し出てください。	
2. 送金通知の日付から1年を過ぎたときは支払場所では支払いたしません。その場合は、出納員まで申し出てください。	
3. この通知書で送金金額を受領される方は、身分証明書等、正当な受取人または代理人であることを証明する書類を持参するようにしてください。	
なお、本人以外の方が受領される場合は委任者が上記委任状に相当の事項を記入し、記名捺印してください。	銀行確認欄

を

注 意 事 項	
1 この通知書を亡失されたときは、直ちにその旨を支払場所に通知し支払の停止を請求するとともに、支払未済の証明を得て、表記の所管機関の出納員まで申し出てください。	
2 送金通知の日付から1年を過ぎたときは支払場所では支払いたしません。その場合は、出納員まで申し出てください。	
3 この通知書で送金金額を受領される方は、身分証明書等、正当な受取人または代理人であることを証明する書類を持参するようにしてください。	
なお、本人以外の方が受領される場合は委任者が上記委任状に相当の事項を記入してください。	銀行確認欄
4 各氏名欄は、署名以外の場合、押印が必要です。	

に改める。

別記様式第63号の4(その4)(表面)中「お受け取り下さい」を「受け取ってください」に改め、同様式(その4)(裏面)中「氏名 ㊦」を「氏名

」に、

「 注 意 事 項

1. この通知書を亡失されたときは、ただちにその旨を支払場所に通知し支払の停止を請求するとともに、支払未済の証明を得て、発行者まで申し出てください。

2. 送金通知の日付から1年を過ぎたときは支払場所では支払いたしません。その場合はこの通知書の発行者までお申し出下さい。

3. この通知書で送金金額を受領される方は、身分証明書等、正当な受取人または代理人であることを証明する書類を持参するようにして下さい。

なお、本人以外の方が受領される場合は委任者が左記委任状に相当の事項を記入し、記名捺印して下さい。

「 注 意 事 項

1 この通知書を亡失されたときは、直ちにその旨を支払場所に通知し、支払の停止を請求するとともに、支払未済の証明を得て、発行者まで申し出てください。

2 送金通知の日付から1年を過ぎたときは、支払場所では支払いたしません。その場合はこの通知書の発行者まで申し出てください。

3 この通知書で送金金額を受領される方は、身分証明書等、正当な受取人または代理人であることを証明する書類を持参するようにしてください。

なお、本人以外の方が受領される場合は委任者が左記委任状に相当の事項を記入してください。

4 各氏名欄は、署名以外の場合、押印が必要です。」

に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にある改正前の別記様式第63号の2および別記様式第63号の4による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県訓令第8号

滋賀県労働委員会事務局規程（昭和35年滋賀県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

第5条第2号ウからカまでを削る。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第120号

令和2年滋賀県告示第140号（滋賀県指定金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

2 収納代理金融機関の表に注として次のように加える。

注 株式会社福井銀行において取り扱う収納の方法は、口座振替の方法に限る。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県告示第121号

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱（平成14年滋賀県告示第364号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

第2条第1号中「本人確認情報（）」を「本人確認情報等（）」に改め、「規定する本人確認情報」の右に「および法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報」を加え、「が本人確認情報を」を「が本人確認情報等を」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第3条、第5条、第10条第3項第1号、第11条第3項第1号および第13条中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

付 則

この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

滋賀県告示第122号

滋賀県介護老人保健施設の開設等に関する指導要綱（平成2年滋賀県告示第150号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

第2条第1項中「第7条第22項」を「第8条第28項」に改め、同条第3項中「建築主事」の右に「または建築副主事」を加える。

別記様式第1号中 「(あて先) 滋賀県知事」を 「(宛先) 滋賀県知事」に、「氏名」㊟

を「氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第3号中 「(あて先) 滋賀県知事」を 「(宛先) 滋賀県知事」に、「氏名」㊟

滋賀県知事」 滋賀県知事」
 を「氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。
 別記様式第4号中 「(あて先) 滋賀県知事」を 「(宛先) 滋賀県知事」に、「氏名」

を「氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。
 付 則
 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県告示第123号

滋賀県介護医療院の開設等に関する指導要綱(平成31年滋賀県告示第126号)の一部を次のように改正する。
 令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条第3項中「建築主事」の右に「または建築副主事」を加える。

別記様式第1号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第3号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第4号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

付 則
 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県告示第124号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱(昭和61年滋賀県告示第173号)の一部を次のように改正する。
 令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1項第1号の表電気・磁気環境機器の部電波暗室の款および電磁耐性評価室の款を削り、同部に次のように加える。

3 m 法 電 波 暗 室	8,560
小 型 6 面 電 波 暗 室	6,450
エ ミ ッ シ ョ ン (E M I) 測 定 シ ス テ ム	4,280
W i - F i 通 信 品 質 評 価 シ ス テ ム	3,570
グ ラ ン ド プ レ ー ン 室	1,430
雷 サ ー ジ 試 験 シ ス テ ム	1,180
静 電 気 放 電 試 験 器	810
シ ー ル ド ル ー ム	2,720

別表第1項第1号の表分析機器の部分光光度計の款赤外分光光度計(F T - I R)の項、イオンクロマトグラフの款および水銀測定システムの款を削り、同表物性評価機器の部レオメータの款を削り、同表化学試料調整機器の部細胞破碎装置の款、マルチガスインキュベーターの款およびマイクロプレートリーダー(蛍光測定用)の款を削り、同表食品加工機器の部を削り、同表工作機器の部オートクレーブ成形機の款を削り、別表第1項第3号の表試験・測定機器の部摩耗試験機の款を削り、同表工作機器の部バイブプレートパッカーの款を削り、同表窯業用焼成炉の部電気炉の款脱脂炉付電気炉の項およびロータリーキルンの項を削り、別表第2項第1号の表観測機器の部を削り、同表精密測定機器の部中

「 万 能 投 影 機 510 」を

「 万 能 投 影 機 」	円 510
---------------	----------

に改め、同部円運

動精度試験器の款を削り、同表微小観察機器の部X線マイクロアナライザ(波長分散)の款を削り、同表分析機器の部グロー放電発光分析装置の款を削り、同表化学試料調整機器の部プラスチック試料調整装置の款、フィルム延伸機の款および超臨界反応装置(水)の款を削り、同表工作機器の部横型マシニングセンタの款および遊星ボールミルの款を削り、同表繊維加工機器の部広幅織機の款、仕上機の款および湿式紡糸機の款を削る。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県告示第125号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第7条第2項中「同表1 融資対象者の欄3」の右に「または4」を加える。

第11条第1項中「経営支援資金」の右に「(別表1 資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表1 融資対象者の欄4に該当する融資対象者に係るものを除く。)」を加える。

第11条の2第1項中「により」の右に「経営支援資金(別表1 資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表1 融資対象者の欄4に該当する融資対象者に係るものに限る。)、」を加え、「別表3 資金使途の欄」の右に「事業承継資金、」を加える。

別表1 経営支援資金の表設備資金の項融資対象者の欄中

<p>「3 次のいずれにも該当する者 (1) 中小企業信用保険法第2条第3項第1号、第2号および第6号に規定する小規模企業者であつて、原則として直近2か年の平均経常利益が700万円以下であるもの (2) 信用保証協会の小口零細企業保証を付けて事業資金を調達する者」</p>	<p>「3 次のいずれにも該当する者 (1) 中小企業信用保険法第2条第3項第1号、第2号および第6号に規定する小規模企業者であつて、原則として直近2か年の平均経常利益が700万円以下であるもの (2) 信用保証協会の小口零細企業保証を付けて事業資金を調達する者 4 信用保証協会の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を付けて事業資金を調達する者」</p>	に改め、同項融資限度額の欄中
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

<p>「融資対象者の欄の3に該当する者にあつては、設備資金と運転資金を合算して1,000万円以内」</p>	<p>「融資対象者の欄の3に該当する者にあつては、設備資金と運転資金を合算して1,000万円以内」</p>	に改め、同項融資利率の欄中「融資対象者の欄の1」の右に「また
-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	--------------------------------

別記
様式第1号

【本様式は金融機関で原本を保管すること】

滋賀県中小企業振興資金借入申込書

商工会議所会頭
商工会会長
滋賀県中小企業団体中央会会長
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ理事長
様
年 月 日

滋賀県中小企業振興資金融資要綱第10条の規定により資金を借り入れたいので、次のとおり申し込みます。

借入申込者	企業名または組合名（ふりがな）	代表者名（ふりがな） 年 月 日生 歳
	住所（法人の場合には本社登記地、個人の場合には住所地进行してください。） 〒 電話	
	事業所所在地（住所と事業所所在地が異なる場合に記入してください。） 〒 電話	

資金名	経営支援資金（ <input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> 小規模企業者枠 <input type="checkbox"/> 小規模企業者特別枠） セーフティネット資金（ <input type="checkbox"/> 新規枠 <input type="checkbox"/> 借換枠） 政策推進資金（ <input type="checkbox"/> 事業継続・新事業促進枠 <input type="checkbox"/> 事業承継枠 <input type="checkbox"/> SDG s 推進企業応援枠 <input type="checkbox"/> CO ₂ ネットゼロ推進枠 <input type="checkbox"/> DXデジタル推進枠） 開業資金（ <input type="checkbox"/> 創業枠 <input type="checkbox"/> 創業サポート枠 <input type="checkbox"/> 女性創業枠） 緊急経済対策資金（ <input type="checkbox"/> 新規枠 <input type="checkbox"/> 借換枠）
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申込内容	種類	金額	融資期間	うち据置期間	償還方法	保証・担保等
	<input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 借換	円	年 月	月	割賦償還	協会保証付 協会保証無 その他（ ）
融資利率	年 %	借入希望金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 本店 支店			

資金使途	内容	金額	資金調達計画	金融機関名	金額
		千円			千円
				今回申込み	千円
				自己資金	千円
				その他	千円
			合計	千円	

企業概要	業種	取扱品目	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 ※許認可書等の写しを添付してください。
	資本金	千円	
	創業または設立年月日	年 月 日	事業に必要な許認可等
	県内営業実績	年 月 日	
従業員数	常用 人	他に 臨時 人	家族 役員 (個人の場合) 人 (法人の場合) 人

この融資申込みに当たり、申込みの受付、融資の審査および融資後の債権管理に必要となる借入申込者（法人の場合にあつては、代表者を含む。）の情報が、受付機関（商工会議所、商工会、滋賀県中小企業団体中央会または産業支援プラザ）、取扱金融機関、滋賀県信用保証協会および滋賀県の間で授受されることについて、同意します。

(代表者名)

(受付機関確認欄)
本申込書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていることおよび情報授受への同意について次のとおり確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	機関名・確認者
年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

滋賀県中小企業振興資金融資あつせん書

取扱金融機関の長様

この企業(組合)から滋賀県中小企業振興資金融資要綱第10条の規定による借入申込書類の提出があり、調査したところ、制度の趣旨に合致していると認められますので、融資のあつせんをします。なお、融資実行後は、別紙により報告をお願いします。

年 月 日

(あつせん機関の長)

※ 意見等がある場合は、別紙で添付してください。
(別紙 有・無)

(担当者名)
(電話)

様式第2号

【本様式は金融機関で原本を保管すること】

滋賀県中小企業振興資金借入申込書

年 月 日

取扱金融機関の長 様

滋賀県中小企業振興資金融資要綱第10条の規定により資金を借りたいので、次のとおり申し込みます。

借入申込者	企業名または組名 (ふりがな)	代表者名 (ふりがな)
	住所 (法人の場合には本社登記地、個人の場合には住所を記入してください。)	
	事業所所在地 (住所と事業所所在地が異なる場合に記入してください。)	

資金名	経営支援資金 (□経営者保証非提供促進枠)					
	セーフティネット資金 (□ポストコロナ新規枠 □ポストコロナ借換枠)					
申込内容	政策推進資金 (□事業承継枠 □再生支援枠 □がんばる企業応援枠)					
	短期事業資金 (□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □原油価格・物価高騰対応枠)					
種類	金額	融資期間	うち据置期間	償還方法	保証・担保等	
	円	年 月	月	□割賦償還 □一括償還	協会保証付 協会保証無 その他 ()	
融資利率	年 %	借入希望金融機関	銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店
資金使途	内容		金額			
			千円			

この融資申込みに当たり、申込みの受付、融資の審査および融資後の債権管理に必要となる借入申込者 (法人の場合にあつては、代表者を含む。) の情報が、取扱金融機関、滋賀県信用保証協会および滋賀県の間で授受されることについて、同意します。

(代表者名)

(受付機関確認欄)

本申込書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていることおよび情報授受への同意について次のとおり確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	機関名・確認者
年 月 日	時 分	□対面 □電話 □その他 ()	

様式第3号

【本様式は金融機関で原本を保管すること】

誓約書

私は、中小企業振興資金の申込みにあたり、下記の事項について誓約します。
なお、必要な場合には、下記の事項について滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。

年 月 日

商工会議所会頭
 商工会会長
 滋賀県中小企業団体中央会会長 様
 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ理事長
 取扱金融機関の長

住所

企業名または組合名

(ふりがな)

代表者氏名

(受付機関確認欄)

本誓約書が申込人の意思に基づき提出されていることを次のとおり確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	機関名・確認者
年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	

付 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和6年4月1日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の滋賀県中小企業振興資金融資要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県告示第126号

滋賀県建設工事請負契約約款（平成8年滋賀県告示第221号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第34条の2第11項中「年2.5パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率」に改める。

第47条第3項中「年2.5パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率」に改める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。